国際郵便約款 新旧対照表

※下線部分が改正部分

	et 1 /	-	※下線部分が改正部分		
現 行			改正		
国際郵便約款		国際郵便約款			
(軍各)		(略)			
(41)		(中口)			
(用語の定義)		(用語の定義)			
v.m , _ v.		第3条 この約款において使用する用語は、郵便に関する条約及び法並びに法に基づく総務省令において使用する用語の			
例によるほか、次の用語	こついてはそれぞれ次の意味で使用します。	例によるほか、次の用語	Rこついてはそれぞれ次の意味で使用します。		
区 別	意味	区別	意 味		
1 郵便に関する条約	万国郵便条約(通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則を含みます。)				
	及びその他の郵便に関する国際間の特別の取決め				
<u>2</u> 航空扱い	郵便物を差出国と名宛国間において航空路により優先的に運送する扱い	<u>1</u> 航空扱い	郵便物を差出国と名宛国間において航空路により優先的に運送する扱い		
<u>3</u> SAL扱い	郵便物を差出国と名宛国間において航空扱いとするものよりも低い優先度で航空路に	<u>2</u> SAL扱い	郵便物を差出国と名宛国間において航空扱いとするものよりも低い優先度で航空路に		
	より運送する扱い		より運送する扱い		
<u>4</u> 船便扱い	郵便物を差出国と名宛国間において陸路又は水路により運送する扱い	3 船便扱い	郵便物を差出国と名宛国間において陸路又は水路により運送する扱い		
<u>5</u> 事業所	当社の営業所その他の事業所(郵便の業務を行うものに限ります。)	<u>4</u> 事業所	当社の営業所その他の事業所(郵便の業務を行うものに限ります。)		
<u>6</u> 現金等	現金及び当社が定める有価証券	<u>5</u> 現金等	現金及び当社が定める有価証券		
7 郵便業務従事者	郵便の業務に従事する者	6 郵便業務従事者	郵便の業務に従事する者		
8 交換事業所	郵便物の交換事務を取り扱う事業所	7 交換事業所	郵便物の交換事務を取り扱う事業所		
9 通関事業所	郵便物の通関事務を取り扱う事業所	8 通関事業所	郵便物の通関事務を取り扱う事業所		
10 指定された事業体	郵便業務を運営し、及び自国の領域において万国郵便連合の文書から生ずる関連する				
	義務を履行するために、万国郵便連合の加盟国によって正式に指定された政府機関又は非				
	政府機関				
<u>11</u> 集配事業所	郵便物の集配事務を取り扱う事業所	9 集配事業所	郵便物の集配事務を取り扱う事業所		
(郵便物の <u>所属</u>)		(郵便物の <mark>帰属</mark>)			
第6条 外国宛て郵便物は、	本邦若しくは名宛国の法令又は第10条(外国宛て郵便物として差し出すことができないも	第6条 外国宛て郵便物は	は、本邦若しくは名宛国の法令又は第10条(外国宛て郵便物として差し出すことができないも		

第6条 外国宛て郵便物は、本邦若しくは名宛国の法令又は第10条 (外国宛て郵便物として差し出すことができないもの) 第1項(1)若しくは(7)に掲げる物を包有する郵便物が継越国の法令に基づいて差し押さえられた場合又は当社が別に定める場合を除き、受取人に配達される時まで差出人に**所属**します。外国来郵便物も同様です。

第6条 外国宛て郵便物は、本邦若しくは名宛国の法令又は第10条(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)第1項(1)若しくは(7)に掲げる物を包有する郵便物が継越国の法令に基づいて差し押さえられた場合又は当社が別に定める場合を除き、受取人に配達される時まで差出人に<u>帰属</u>します。外国来郵便物も同様です。

見 行

(特別引出権と本邦通貨との換算割合)

第7条 国際郵便に関する料金の支払、保険付とする郵便物への保険金額の表示、損害賠償金の支払等の場合の貨幣単位は、国際通貨基金の計算単位である特別引出権(以下「SDR」といいます。)とします。

2 (略)

(新設)

(国際郵便物)

第9条 国際郵便物の種類は、通常郵便物、小包郵便物及び<u>国際スピード郵便物(以下「EMS郵便物」といいます。)</u>とします。

2~4 (略)

(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)

第10条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを外国宛て郵便物として差し出すことはできません。

(1)~(6) (略)

(7) 次の爆発性又は発火性の物質、放射性物質及び危険物

ア 爆発性又は発火性の物質**その他危険物及び放射性物質**(第103条(放射性物質)、第104条(伝染性物質) <u>及び</u>第105条(リチウム単電池及びリチウム組電池)の規定に従って差し出されるものを除きます。)

イ (略)

(8) • (9) (略)

2 (略)

(住所氏名等の記載方法等)

第13条 外国宛て郵便物の受取人の<u>宛名</u>、差出人の住所<u>氏名</u>は、送達に支障がないよう、当社が別に定めるところにより記載するほか、次の条件に従っていただきます。

(1)~(7)(略)

(一般的利用条件)

第17条 外国宛てに第31条 (特別郵袋FI刷物) に定める特別郵袋FI刷物、第33条 (小形包装物) に定める小形包装物を差し出す場合、又は税関検査の対象とされる可能性のある物品を書状その他の通常郵便物として差し出す場合には、内容品の明細、価格等を記載した当社所定の税関告知書CN22 (以下「CN22」といいます。) を郵便物に添付して

(特別引出権と本邦通貨との換算割合)

第7条 <u>外国の指定された事業体から課された料金</u>、保険付とする郵便物への保険金額の表示、損害賠償金の支払等の場合の貨幣単位は、国際通貨基金の計算単位である特別引出権(以下「SDR」といいます。)とします。

ΤĒ

2 (略)

(個人情報の取扱い)

第8条の2 当社は、郵便業務を提供するために、名宛国又は継越国の指定された事業体に対して、郵便物の個人情報を電子的に送付する場合があります。

(国際郵便物)

第9条 国際郵便物の種類は、通常郵便物、小包郵便物及びEMS郵便物(当社が別に定める国内名称を付すものとします。) とします。

2~4 (略)

(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)

第10条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを外国宛て郵便物として差し出すことはできません。

(1)~(6) (略)

(7) 次の爆発性又は発火性の物質及び放射性物質その他の危険物

ア <u>当社が別に定める</u>爆発性又は発火性の物質<u>及び放射性物質その他の危険物</u>(第103条(放射性物質)、第104条(伝染性物質)<u>、</u>第105条(リチウム単電池及びリチウム組電池)の規定に従って差し出されるもの<u>及び船</u>便扱いとするものであって、当社が別に定めるものを除きます。)

イ (略)

(8) • (9) (略)

2 (略)

(住所氏名等の記載方法等)

第13条 外国宛て郵便物の受取人の宛名(住所及び氏名、法人の名称又は父称(該当する場合)をいいます。以下同じとします。)、差出人の住所及び氏名(法人の名称及び父称(該当する場合)を含みます。以下単に「氏名」といいます。)は、送室に支障がないよう、当社が別に定めるところにより記載するほか、次の条件に従っていただきます。

(1)~(7)(略)

(一般的利用条件)

第17条 外国宛てに第31条 (特別風袋印刷物) に定める特別風袋印刷物、第33条 (小形包装物) に定める小形包装物を差し出す場合、又は税関検査の対象とされる可能性のあるその他の通常郵便物を差し出す場合には、内容品の明細、価格等を記載した当社所定の税関告知書CN22 (以下「CN22」といいます。) を郵便物に添付していただきます。

見 行

いただきます。CN22は、名宛面の上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合は、その 下に貼り付けていただきます。

2 (略)

- **3** 第1項に規定する郵便物を差し出そうとする者は、当社の承認を受けて、当社が別に定めるCN22をあらかじめ印刷した封筒若しくは包装紙又は自ら作成したCN22を用いて当社が別に定める事業所に郵便物を差し出すことができます。
- 4 前項の承認の請求は、当社が別に定めるところにより、これをしていただきます。
- 5 当社が別に定める場合は、第3項の承認を取り消すことがあります。

(書状)

- 第18条 書状は、特定の人に宛てた通信文を筆書したものを内容とする郵便物で、郵便葉書でないものをいいます。
- 2 他の種類とすべき郵便物も、書状として差し出すことができます。

(盲人用郵便物の利用条件等)

- 第27条 盲人用郵便物は、次の条件により差し出していただきます。
 - (1) 名宛面の上部右隅に「Items for the blind」又は「Envois pour les aveugles」(「盲人用郵便物」の意味)の表示又は記載をすること。

(2)~(5) (略)

- (6) 当社の指定を受けた施設から差し出す盲人用郵便物にあっては、(1)の表示又は記載のほか、その外部にその施設の名称及び所在地を記載すること。
- 2 前項(1)及び(6)の条件に反して差し出された盲人用郵便物は、書状として取り扱います。
- 3 (略)

(小句郵便物)

第35条 (略)

- 2 小包郵便物については、郵便業務の取扱中において<u>亡失、盗取又は損傷した</u>場合には、第9章(損害賠償)に定める ところによりその損害を賠償します。
- 3 (略)

(小句郵便物の利用条件)

- 第37条 小包郵便物は、次の条件により差し出していただきます。
- (1) 当社所定の**国際小包ラベル**に差出人及び受取人の住所氏名、その他必要事項を記載して郵便物とともに差し出すこと。

改 正

CN22は、名宛面の上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合は、その下に貼り付けていただきます。

- 2 (略)
- 3 <u>差出人は、CN22又はCN23を郵便物に添付する場合には、あわせて、差出国及び名宛国の税関手続に必要な書類</u>(請求書、輸出許可書、輸入許可書、原産地証明書、衛生証明書等)を添付することができます。
- 4 第1項に規定する郵便物を差し出そうとする者は、当社の承認を受けて、当社が別に定めるCN22をあらかじめ印刷した封筒若しくは包装紙又は自ら作成したCN22を用いて当社が別に定める事業所に郵便物を差し出すことができます。
- 5 前項の承認の請求は、当社が別に定めるところにより、これをしていただきます。
- 6 当社が別に定める場合は、第4項の承認を取り消すことがあります。

(書#)

- 第18条 書状は、特定の人に宛てた通信文を筆書した書類を内容とする郵便物で、郵便葉書でないものをいいます。
- 2 他の種類とすべき郵便物(書類のみを包有するものに限ります。) も、書状として差し出すことができます。

(盲人用郵便物の利用条件等)

- 第27条 盲人用郵便物は、次の条件により差し出していただきます。
 - (1) 名宛面の上部右隅に「Items for the blind」又は「Envois pour les aveugles」(「盲人用郵便物」の意味)の表示又は記載をすること。

(2)~(5) (略)

- (6) 当社の指定を受けた施設から差し出す盲人用郵便物にあっては、(1)の表示又は記載のほか、その外部にその施設の名称及び所在地を記載すること。
- 2 前項(1)及び(6)の条件に反して差し出された盲人用郵便物は、書状、小形包装物又は小包郵便物として取り扱います。
- 3 (略)

(小句郵便物)

第35条 (略)

- 2 小包郵便物については、郵便業務の取扱中において<u>亡失し、盗取され又は損傷した</u>場合には、第9章(損害賠償)に 定めるところによりその損害を賠償します。
- 3 (略)

(小句郵便物の利用条件)

- 第37条 小包郵便物は、次の条件により差し出していただきます。
- (1) 当社所定のラベルに差出人及び受取人の住所氏名、その他必要事項を記載して郵便物とともに差し出すこと。

現 行

(2) 小包郵便物が配達不能となった場合の取扱方法として、次の事項のうち一つを**国際小包ラベル**により指示すること。

ア~エ (略)

(3)~(5) (略)

(EMS郵便物)

- 第38条 EMS郵便物は、通常郵便物又は小包郵便物の対象となる通信文、書類又は物品を航空路によって最も優先的に運送し、速達すると認められる方法で配達し、かつ、その引受け及び配達について記録する郵便物です。
- 2 (略)
- 3 EMS郵便物については、第9章(損害賠償)に定めるところにより、郵便業務の取扱中において<u>亡失、盗取又は損</u> 傷した場合には、差出しの際差出人から当社に申出のあった損害要償額の全部又は一部を賠償します。

4 • 5 (略)

(EMS郵便物の利用条件)

- 第40条 EMS郵便物は、次の条件により差し出していただきます。
 - (1) 当社所定の**国際スピード郵便ラベル**に差出人及び受取人住所氏名、その他必要事項を記載して郵便物とともに差し出すこと。
 - (2) EMS郵便物には、内容品の別により、当社所定のCN22を添付するか又は名宛国が必要とする場合には、当社所定のCN23を追加して添付していただきます。名宛国ごとのCN22又はCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。
- 2 (略)

(郵便切手による料金前払)

第42条 (略)

- 2 (略)
- 3 外国宛て郵便物の料金及び特殊取扱の料金を郵便切手で前払をするには、郵便物を料金別納とする場合を除いて、郵便切手を郵便物の上部右隅(縦に長いものにあっては、上部左隅)に貼り付けていただきます。ただし、小包郵便物については、**国際小包ラベル**に貼り付けることができます。
- 4 (略)

(料金の仮環)

第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内に おいて、これを支払った者 (7の場合において受取人に損害賠償するものにあっては、受取人) からの請求があった場 合に、これを返還します。

区 別 返還される料金 請求期間

改 正

(2) 小包郵便物が配達不能となった場合の取扱方法として、次の事項のうち一つを(1)のラベルにより指示すること。

ア〜エ (略)

(3) \sim (5) (略)

(EMS郵便物)

第38条 EMS郵便物は、通常郵便物又は小包郵便物の対象となる通信文、書類又は物品を航空路によって最も優先的に運送し、最も迅速に配達し、かつ、その引受け及び配達について記録する郵便物です。

- 2 (略)
- 3 EMS郵便物については、第9章(損害賠償)に定めるところにより、郵便業務の取扱中において<u>亡失し、盗取され</u> <u>又は損傷した</u>場合には、差出しの際差出人から当社に申出のあった損害要償額の全部又は一部を賠償します。

4 • 5 (略)

(EMS郵便物の利用条件)

第40条 EMS郵便物は、次の条件により差し出していただきます。

- (1) 当社所定のラベルに差出人及び受取人住所氏名、その他必要事項を記載して郵便物とともに差し出すこと。
- (2) EMS郵便物には、内容品の別により、当社所定のCN22を添付するか又は名宛国が必要とする場合には、当社所定のCN23を追加して添付すること。名宛国ごとのCN22又はCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によること。
- 2 (略)

(郵便切手による料金前払)

第42条 (略)

- 2 (略)
- 3 外国宛て郵便物の料金及び特殊取扱の料金を郵便切手で前払をするには、郵便物を料金別納とする場合を除いて、郵便切手を郵便物の上部右隅(縦に長いものにあっては、上部左隅)に貼り付けていただきます。ただし、小包郵便物については、第37条(小包郵便物の利用条件)(1)のラベルに貼り付けることができます。
- 4 (略)

(料金の)反環)

第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内に おいて、これを支払った者 (7の場合において受取人に損害賠償するものにあっては、受取人) からの請求があった場 合に、これを返還します。

区 別	返還される料金	請求期間
-----	---------	------

	現行			改正	
1~3 (略)	(#各)	料金を支払った日から1年	1~3 (暗)	(順答)	料金を支払った日から1年
4 SAL扱いとする外国宛て郵便物について、SAL扱いとしなかった場合又はSAL扱いをしないのと同様の結果を生じた場合(不可抗力による場合を除きます。)	(1) SAL扱いとする通常郵便物 差出しの際支払われた料金と船便扱 いとした料金との差額(SAL扱いと船 便扱いの料金の適用における重量の区 分が異なる場合には、料金の差額の計算 は当社が別に定めるところによりま す。) (2) (略)		4 SAL扱いとする外国宛て郵便物について、SAL扱いとしなかった場合又はSAL扱いをしないのと同様の結果を生じた場合(不可抗力による場合を除きます。)	差出しの際支払われた料金と船便扱	
5~6の2 (略)	(略)		5~6の2 (略)	(畔各)	
7 書留若しくは保険付とする通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物に関し、 亡失 又は内容品の 全部の盗取 若しくは全面的な損傷 について当社が損害賠償しなければならない場合(外国来郵便物にあっては、受取人が郵便物の不良状態を理由として受取りを拒絶した場合も含みます。)	(毗各)	損害賠償の通知 を受けた日から 6 か月	7 書留若しくは保険付とする通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物に関し、亡失、全部の盗取又は全面的損傷について当社が損害賠償しなければならない場合(外国来郵便物にあっては、受取人が郵便物の不良状態を理由として受取りを拒絶した場合も含みます。)	(興各)	損害賠償の通知 を受けた日から 6 か月
7の2~11 (略)	(町各)	(略)	7の2~11 (略)	(昭)	(略)

2~4 (略)

(外国宛て郵便物の差出場所)

積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差し 出していただきます。

(1) **速達以外の**特殊取扱とするもの

(2)~(7) (略)

2~5 (略)

第3節 外国来郵便物の配達

(配達時の証印及び署名)

第63条 (略)

2~4 (略)

(外国宛て郵便物の差出場所)

第52条 外国宛て通常郵便物(次に掲げる郵便物を除きます。)は、郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、容 第52条 外国宛て通常郵便物(次に掲げる郵便物を除きます。)は、郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、容 積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差し 出していただきます。

(1) 特殊取扱とするもの

(2)~(7) (略)

2~5 (略)

第3節 外国来郵便物の配達及び返還

(配達時の証印及び署名)

第62条 (略)

(外国来の速達とする郵便物及びEMS郵便物の取扱地域)

第62条 外国来の<u>速達とする郵便物及び</u>EMS郵便物は、内国郵便約款第97条 (速達の取扱地域) に定めるところにより<u>速達</u>の取扱いを行う地域に宛てるものについて<u>速達の取扱いをします</u>。

(課税通知書の速達による送付)

第64条 税付郵便物のうち、<u>速達とするもの及び</u>EMS郵便物の課税通知書で、第61条(税付郵便物の交付)第1項 の表中2及び3の規定により受取人に送付するものは、これを速達として受取人に送付します。

(速達として配達できなかった速達とする郵便物及びEMS郵便物の配達)

第65条 受取人不在その他の事由により配達することができなかった速達とする通常郵便物、EMS郵便物若しくは速達とした課税通知書、又は第70条(外国来郵便物の国内転送)の規定により転送される速達とした通常郵便物又はEMS郵便物は、それぞれ速達すると認められる方法で配達します。

(本邦に居住する者の外国における通常郵便物の差出し)

第68条 本邦に居住する者が、外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるためにその外国において本 邦宛てに差し出し、又は差し出させた通常郵便物は、その郵便物を内国郵便物とした場合にその郵便物が属すべき種類 の内国郵便物の料金(以下この条において「内国料金」といいます。)の支払を**差出人から受けるか、若しくは差出人か** <u>ら受けることができない場合は差出事業体からこれを</u>受けて配達し、又は内国料金の支払を請求した日の翌日から起算 して15日以内に<u>差出人及び</u>差出事業体<u>のいずれも</u>承諾しない場合は、差出事業体に返送します。

(本邦に居住する者以外の者のその居住国以外の国における通常郵便物の差出し)

第69条 当社が別に定める国に居住する者が、その定める国以外の国において本邦宛てに差し出し、又は差し出させた多量の通常郵便物は、差出事業体がその郵便物を配達するための費用に相当する報酬の額(以下この条において「報酬の額」といいます。)を支払う場合に配達し、又は報酬の額の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出事業体が報酬の額の支払を承諾しない場合は、差出事業体に返送します。

第4節 外国来郵便物の転送

(外国宛て郵便物の返還)

(外国来のEMS郵便物の送達)

第63条 外国来のEMS郵便物は、内国郵便約款第97条 (速達の取扱地域) に定めるところにより内国郵便物について 速達の取扱いを行う地域に宛てるものについて、内国郵便約款第96条 (速達の取扱い) に規定する速達の取扱いにより 受取人に送達します。

(EMS郵便物の課税通知書の送達)

第64条 税付郵便物のうち、EMS郵便物の課税通知書で、第61条(税付郵便物の交付)第1項の表中2及び3の規定により受取人に送付するものであって、内国郵便約款第97条(速達の取扱地域)に定めるところにより内国郵便物については、これを内国郵便約款第96条(速達の取扱い)に規定する速達の取扱いこより受取人に送達します。

2 受取人不在その他の事由により配達することができなかったEMS郵便物の課税通知書は、内国郵便約款第99条(受取人不在等の事由により配達できない速達郵便物の配達方法)に規定する方法により配達します。

第65条 削除

(本邦に居住する者の外国における通常郵便物の差出し)

第68条 本邦に居住する者が、外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるためにその外国において本邦宛てに差し出し、又は差し出させた通常郵便物は、<u>差出事業体から、</u>その郵便物を内国郵便物とした場合にその郵便物が属すべき種類の内国郵便物の料金(以下この条において「内国料金」といいます。)の支払**の承諾**を受けて配達し、又は内国料金の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出事業体が支払を承諾しない場合は、差出事業体に返送します。

(本邦以外の国に居住する者のその居住国以外の国における通常郵便物の差出し)

第69条 当社が別に定める本邦以外の国(以下「居住国」といいます。) に居住する者が、その居住国以外の当社が別に定める国において本邦宛てに差し出し、又は差し出させた多量の通常郵便物は、差出事業体がその郵便物を配達するための費用に相当する報酬の額(以下この条において「報酬の額」といいます。) の支払を承諾した場合に配達し、又は報酬の額の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出事業体が報酬の額の支払を承諾しない場合は、差出事業体に返送します。

第4節 外国来郵便物の転送及び返還

(外国宛て郵便物の返還)

第73条 外国宛て郵便物の差出人への返還については、次項から第4項までの規定によるほか、この章の第3節(外国 来郵便物の配達)及び内国郵便約款第4章第6節(郵便物の返還)に規定するところにより取り扱います。

2 前項に規定する郵便物が速達としたものであるとき又はEMS郵便物であるときには、速達の扱い又はEMS郵便物 の扱いにより返還します。

3 • 4 (略)

(書留の取扱い)

第76条 書留は、郵便物の引受け及び配達を記録し、郵便業務の取扱中においてその郵便物を**亡失、盗取又は損傷した** 第76条 書留は、郵便物の引受け及び配達を記録し、郵便業務の取扱中においてその郵便物を**亡失し、盗取され又は損** 場合には、第111条(損害賠償金額)第3項に規定する額を限度として賠償する取扱いです。

2~4 (略)

第2節 速達

(速達の取扱い)

- 第78条 速達は、郵便物がその郵便物の配達を受け持つ事業所に到着した後、郵便物をこれと同一の種類に属する他の ┃ 第78条 削除 郵便物に優先して受取人に配達する取扱いです。
- 2 速達の取扱いは、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によりこの取扱いを行う国に宛てた航空通常郵便 物及び小包郵便物について行います。
- 3 速達とする郵便物を引受け又は外国から受領したときは、次条 (速達郵便物の表示) に規定するほか、内国郵便約款 第5章第1節(速達)に規定するところにより取り扱います。

(速達郵便物の表示)

第79条 速達郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、郵便物の名宛面の上部左隅に、又は、この場所に差出人の ┃ 第79条 削除 住所氏名が記載されている場合はその下に、当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出ていただきます。

(保険付の取扱い)

第83条 保険付は、**有価証券又は有価の書類若しくは物品を包有する**航空扱いとする書状及び小包郵便物について、郵 第83条 保険付は、**有価証券又は有価の書類を包有する**航空扱いとする書状及び小包郵便物について、郵便業務の取扱 便業務の取扱中において亡失、盗取又は損傷した場合には、保険金額を限度として賠償する取扱いです。

2~6 (略)

(貴重品)

第102条 硬貨、銀行券、紙幣、各種の特参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、 珠玉、宝石その他の貴重品は、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件により、これらの物品を封筒に納め封 かんした書留とする書状又は保険付郵便物として差し出すことができます。

第73条 外国宛て郵便物の差出人への返還については、次項から第4項までの規定によるほか、この章の第3節(外国 来郵便物の配達)及び内国郵便約款第4章第6節(郵便物の返還)に規定するところにより取り扱います。

2 前項に規定する郵便物がEMS郵便物であるときには、EMS郵便物の扱いにより返還します。

3 • 4 (略)

(書留の取扱い)

傷した場合には、第111条(損害賠償金額)第3項に規定する額を限度として賠償する取扱いです。

2~4 (略)

第2節 削除

(保険付の取扱い)

中において亡失し、盗取され又は損傷した場合には、保険金額を限度として賠償する取扱いです。

2~6 (略)

(計重品)

第102条 硬貨、銀行券、紙幣、各種の特参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、 珠玉、宝石その他の貴重品は、第11条 (国別の差出条件) に規定する差出条件により、これらを封筒に納め封かんした書 留とする通常郵便物又は保険付郵便物として差し出すことができます。

行

(放射性物質)

第103条 放射性物質を内容品とする外国宛て郵便物は、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、 当社が別に定める条件に適合することを条件として、書留とする航空扱いの書状として差し出す場合に限り送付するこ とができます。この取扱いをしない国については、第11条(国別の差出条件)に規定する国別の差出条件によります。

(伝染性物質)

第104条 伝染性物質(人に影響を及ぼすA類の伝染性物質(危険物輸送に関する国連勧告において国連番号UN28 14が割り当てられているものをいいます。) 及び動物に影響を及ぼすA類の伝染性物質 (同勧告において国連番号UN 2900が割り当てられているものをいいます。)を除きます。以下同じとします。)を内容品とする外国宛て郵便物は、 当社が別に定める手続によりあらかじめ当社の承認を受けた研究機関が、その内容品についてあらかじめ税関の検査を 受けたものを、当社が別に定める条件に適合することを条件として、当社が別に定める郵便物として差し出す場合に限 り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条(国別の差出条件)に規定する国別の差出条 件によります。

2 • 3 (略)

(損害賠償金額)

- 第111条 当社は、前条(当社の責任)に定める郵便物について、亡失又はその内容品の全部盗取若しくは全面的損傷 があった場合には、第3項に掲げる区別に従う賠償金額を限度として賠償をします。
- 2 当社は、前条(当社の責任)に定める郵便物について内容品の部分的盗取又は部分的損傷があった場合には、次項に 掲げる区別に従う賠償金額を限度とする実捐額を賠償します。

3 • 4 (略)

(不可抗力による損害の賠償)

第113条 当社は、外国宛ての書留とする通常郵便物、保険付とする書状、小包郵便物又はEMS郵便物が郵便業務の 取扱中に**亡失、盗取又は損傷した**場合には、不可抗力による場合であっても、差出人が請求するときは、その損害を賠 償します。

2 (略)

(略)

弘

(放射性物質)

第103条 放射性物質を内容品とする外国宛て郵便物は、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、当 社が別に定める条件に適合することを条件として、書留とする航空扱いの小形包装物として差し出す場合に限り送付するこ とができます。この取扱いをしない国については、第11条(国別の差出条件)に規定する国別の差出条件によります。

ΤĒ

(伝染性物質)

第104条 伝染性物質(当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。)を内容品とする外国宛て郵便物は、当 社が別に定める手続によりあらかじめ当社の承認を受けた研究機関が、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受 けたものを、当社が別に定める条件に適合することを条件として、当社が別に定める郵便物として差し出す場合に限り 送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条(国別の差出条件)に規定する国別の差出条件 によります。

2 · 3 (略)

(指害賠償金額)

- 第111条 当社は、前条(当社の責任)に定める郵便物について、亡失、全部の盗取又は全面的損傷があった場合には、 第3項に掲げる区別に従う賠償金額を限度として賠償をします。
- 2 当社は、前条(当社の責任)に定める郵便物について部分的際取又は部分的損傷があった場合には、次項に掲げる区 別に従う賠償金額を限度とする実掲額を賠償します。

3 • 4 (略)

(不可抗力による損害の賠償)

第113条 当社は、外国宛ての書留とする通常郵便物、保険付とする書状、小包郵便物又はEMS郵便物が郵便業務の 取扱中に**亡失し、盗取され又は損傷した**場合には、不可抗力による場合であっても、差出人が請求するときは、その損 害を賠償します。

2 (略)

(略)

附 則 (平成29年11月13日 2017-日国際第258号)

この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

現 行

国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款

(約款の適用)

(約款の適用) 51条 日本郵(

第1条 日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)は、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。)第68条の規定に基づき、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(昭和28年条約第25号。以下「第三条約」といいます。)第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条並びに万国郵便条約第7条2.1及び2.3(2.1に規定する者に関する郵便物に関する部分に限ります。)の規定により郵便料金を免除される郵便物(外国に宛て、又は外国から到着するものに限ります。以下「国際捕虜郵便物」といいます。)並びに戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(昭和28年条約第26号。以下「第四条約」といいます。)第110条第2項及び第141条並びに万国郵便条約第7条2.2及び2.3(2.2に規定する者に関する郵便物に関する部分に限ります。)の規定により郵便料金を免除される郵便物(外国に宛て、又は外国から到着するものに限ります。)が「国際被抑留文民郵便物」といいます。)に係る郵便の役務の提供条件についてこの国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款(以下「約款」といいます。)を定めます。

第1条 日本郵便株式会社 (以下「当社」といいます。) は、郵便法 (昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。) 第68条の規定に基づき、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年 八月十二日のジュネーヴ条約 (昭和28年条約第25号。以下「第三条約」といいます。) 第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条並びに万国郵便条約第16条2.1及び2.3 (2.1に規定する者に関する郵便物に関する部分に限ります。) の規定により郵便料金を免除される郵便物 (外国に宛て、又は外国から到着するものに限ります。以下「国際捕虜郵便物」といいます。) 並びに戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約 (昭和28年条約第26号。以下「第四条約」といいます。) 第110条第2項及び第141条並びに万国 郵便条約第16条2.2及び2.3 (2.2に規定する者に関する郵便物に関する部分に限ります。) の規定により郵便料金を免除される郵便物 (外国に宛て、又は外国から到着するものに限ります。以下「国際被抑留文民郵便物」といいます。) に係る郵便の役務の提供条件についてこの国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款 (以下「約款」といいます。) を定めます。

改

国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款

正

(略)

(略)

附 則 (平成29年11月13日 2017-日国際第258号)

この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

(参考) 国際郵便に関する料金表新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行 国際郵便に関する料金表

国際郵便に関する料金表

正

改

爴

1 • 2 (略)

(料金の免除)

3 当社は、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(昭和28年条約第25号)第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(昭和28年条約第26号)第110条第2項及び第141条並びに万国郵便条約第7条2の規定によるべき場合は、この料金表に規定する料金を免除します。なお、対象となる郵便物が航空扱いとするものである場合は、この料金表に規定する航空扱いとするものの料金の額と船便扱いとするものの料金の額との差額を、SAL扱いとするものである場合は、この料金表に規定するSAL扱いとするものの料金の額との差額を支払っていただきます。

(略)

第6表 特殊取扱の料金

第1 適用

- 1 通常郵便物の特殊取扱(書留、速達、受取通知、保険付及び国際特定記録)及び小包郵便物の特殊取扱(速達、受取通知及び保険付)の料金は、第2(料金額)の表のとおりとします。
- 2 (略

第2 料金額

料	金の区別	料金額	
書留料		()()()()()()()()()()()()()()()()()()()	
		(略)	
速達料 通常郵便物 小包郵便物	泽兴和西州	(1) (2)に掲げるもの以外のもの	260円
	<u> </u>	(2) 特別郵袋印刷物	<u>1,300円</u>
	小包郵便物		<u>450円</u>
国際特定記録郵便	PH	(町各)	
(略)		(町各)	

通則

1 • 2 (略)

(料金の免除)

3 当社は、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(昭和28年条約第25号)第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(昭和28年条約第26号)第110条第2項及び第141条並びに万国郵便条約第16条2の規定によるべき場合は、この料金表に規定する料金を免除します。なお、対象となる郵便物が航空扱いとするものである場合は、この料金表に規定する航空扱いとするものの料金の額と船便扱いとするものの料金の額との差額を、SAL扱いとするものである場合は、この料金表に規定するSAL扱いとするものの料金の額と船便扱いとするものの料金の額と船便扱いとするものの料金の額と船便扱いとするものの料金の額と船便扱いとするものの料金の額と船便扱いとするものの料金の額と船便扱いとするものの料金の額と船便扱いとするものの料金の額と船便扱いとするものの料金の額と船便扱いとするものの料金の額と船便扱いとするものの料金の額との差額を支払っていただきます。

(略

第6表 特殊取扱の料金

第1 適用

- 1 通常郵便物の特殊取扱 (書留、受取通知、保険付及び国際特定記録)及び小包郵便物の特殊取扱 (受取通知及び保険付)の料金は、第2 (料金額)の表のとおりとします。
- 2 (略

第2 料金額

料金の区別	料金額
-t-crite!	(理各)
書留料	(照各)

国際特定記録郵便料	(鸭各)
(理各)	(略)

現 行	改正
第3 (略)	第3(略)
第8表 特別な取扱いの料金 第1 (略) 第2 料金額 1 (略) 2 米軍関係郵便物の料金	第8表 特別な取扱いの料金 第1 (略) 第2 料金額 1 (略) 2 米軍関係郵便物の料金
(1) 通常郵便物の料金 ア 書状の料金 (7) (略) (4) 定形外郵便物の料金 内国料金表第1表の第2の1(基本料金)に定める定形外郵便物欄の料金額又は内国料金表第1表の第2 の2(特別料金)に定める特定規格郵便物欄の料金額 イ (略) ウ 郵便葉書の料金 内国届出料金表第2表の第2の1(基本料金)に定める通常葉書欄の料金額 エ 印刷物及び小形包装物の料金	(1) 通常郵便物の料金 ア 書状の料金 (7) (略) (4) 定形外郵便物の料金 内国属出料金表第1表の第2の1(基本料金)に定める定形外郵便物欄の料金額又は内国属出料金表第1表の第2の2(特別料金)に定める特定規格郵便物欄の料金額 イ (略) ウ 郵便葉書の料金 内国届出料金表第2表の第2の1(基本料金)に定める通常葉書欄の料金額 エ 印刷物及び小形包装物の料金
(ア)~(エ) (略) (オ) (ア)から(エ)までに規定するもの以外のものの料金 A アの(ア)に相当するもの 内国料金表第1表の第2の1 (基本料金) に定める定形郵便物欄の料金額 B アの(イ)に相当するもの 内国料金表第1表の第2の1 (基本料金) に定める定形郵便物欄の料金額又は内国料金表第1表の第2の2 (特別料金) に定める特定規格郵便物欄の料金額 (2)・(3) (略)	(ア)~(エ) (略) (オ) (ア)から(エ)までに規定するもの以外のものの料金 A アの(ア)に相当するもの 内国届出料金表第1表の第2の1 (基本料金) に定める定形郵便物欄の料金額 B アの(イ)に相当するもの 内国届出料金表第1表の第2の1 (基本料金) に定める定形外郵便物欄の料金額又は内国届出料金表第1表の第2の2 (特別料金) に定める特定規格郵便物欄の料金額 (2)・(3) (略)
(理各)	(略) 附 則 (平成29年11月13日 2017 - 日国際第258号) この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。